

各県立学校長 様

保健体育課長
高等学校課長
特別支援教育課長

県立学校における新型コロナウイルス感染症に係る部活動の
対応について（令和 3 年 5 月 4 日時点）

日頃は、学校における感染症対策にご協力いただき、ありがとうございます。

さて、一連の春季バレーボール大会を契機とする新型コロナウイルス感染症の感染拡大を収束させるため、県内での練習試合等の禁止期間を延長します。

また、県体の開催については、現時点では一部日程変更等をしつつ開催に向けた準備をしております。感染リスクを下げ、万全の体制を期すために、県外との練習試合等についても下記のとおり対応を改めます。顧問への周知徹底並びに対応をお願いいたします。

併置定時制・通信制には貴職からお知らせください。分校には直送しました。

なお、文化部についても同様の扱いとします。

記

- 1 公式戦については、これまでの感染防止対策（マスクの着用や手洗い等）の徹底はもとより、競技ごとのガイドラインを改めて確認して徹底すること。なお、以下のことを留意して行うこと。
 - ・生徒、教職員、関係者（試合等における審判や応援者等も含む）の体調管理及び健康観察を更に徹底すること
 - ・特に、試合当日であっても、咳や咽頭痛、発熱等の症状が少しでも現れた場合には、躊躇せず申告し、試合等への参加を控えるよう各校において指導すること
 - ・食事中は密集しない、会話をする時は必ずマスクを着用する、試合に参加する際は、行き帰りに生徒同士で食事をすることは控え、速やかに帰宅すること等を指導すること
 - ・試合会場での学校間の交流も控えるよう配慮すること
- 2 他校との練習試合及び合同練習（合同チームによる活動も含む）については、5月9日まで禁止とする（禁止期間の延長）。なお、引き続き、校内での練習にあたっては、体調不良（咳・咽頭痛・発熱等）の者は参加しない・させないことを徹底すること。
- 3 県外校との練習試合や合同練習会等については、5月11日まで禁止（3高高学第364号）としておりますが、その期間を5月31日まで延長する（禁止期間の延長）。
- 4 その他
 - ・屋内競技、格闘技等、身体接触のある競技については、更に慎重な取り扱いをすること。
 - ・新型コロナウイルスの感染状況により、上記の期間等を変更する場合は改めて通知する。

【担当】

保健体育課 田邊、池田、中内（TEL:088-821-4928）
高等学校課 岩河、東岡（TEL:088-821-4907）
特別支援教育課 濱口、吉井（TEL:088-821-4741）

【分類番号 05-04-9999】